



社援地発0330第3号
平成24年3月30日

各都道府県

消費生活協同組合主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長



「消費生活協同組合法施行規則の一部改正に伴う組合の
財務処理等に関する取扱いについて」の一部改正について

今般、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第52号）が公布されたところであるが、本省令の施行に伴い、「消費生活協同組合法施行規則の一部改正に伴う組合の財務処理等に関する取扱いについて」（平成20年3月28日付け社援地発第0328003号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）の別添「決算関係書類等の様式例」の一部を別添のとおり改正することとしたので、御了知の上、貴管内の消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会に対し、周知徹底を図るとともに、適切な指導をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法第245条の4第1項の規定による技術的助言である。